

# ブランド産品価値向上推進アドバイス等業務 仕様書

## 1 目 的

青森県産品のブランド化推進による価値向上を図るため、消費者ニーズに対応し、マーケットに受け入れられやすい新たな産品の発掘や育成を促すほか、マーケットに精通した専門家による客観的なアドバイスを通じた、個別具体の課題解決に向けた活動を展開する。

## 2 委託業務名

ブランド産品価値向上推進アドバイス等業務

## 3 委託業務の内容

ブランド産品の価値向上の推進に係る次の業務を実施する。

### (1) 新たなブランド候補産品の発掘・育成アドバイス業務

- ① 特徴ある産品の価値向上に向けた取組などを通じて、ブランド候補産品を育てていく意欲がある生産者・団体及び産品の情報を収集・整理すること。
- ② (1) ①について、現在、県内で広く生産・流通されていないものの特色やニーズがあると思われる県産品、アドバイス等により将来的な産品の価値向上に繋がると思われる県産品など、計10産品以上の情報収集・整理を行うこと。
- ③ マーケティングの専門知識を有するアドバイザーを活用し、(1) ①及び②により得られた情報を基に、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課と協議の上、最終候補3～5産品を選定すること。
- ④ (1) ③により選定した産品について、ア) 産品の独自性(競合品の有無)、イ) 生産手法の特徴、ウ) 収益性等の観点からマーケティングリサーチ・分析を行い、取組の方向性を整理すること。
- ⑤ (1) ④により整理した産品について、訪問等によるヒアリングを行うほか、ア) 産品のデビューを目指したアドバイス又はイ) 産品ブラッシュアップに係るアドバイスを、1回以上実施すること。
- ⑥ (1) ③により選定した産品を、実需者(小売店・飲食店・市場関係者・メディア関係者ほか)等3名以上に求評を実施すること(なお、生産者・団体が求評を希望しない場合はこの限りではない)。

### (2) ブランド候補産品へのアドバイス

- ① 産品のブランド化に向けて、販売・PRに係る課題を有しており、専門家によるアドバイスを必要としている生産者・団体等についての情報を収集・整理すること。
- ② (2) ①について、10以上の生産者・団体等の情報を収集・整理すること。
- ③ 地域産品のブランド推進に関する専門知識を有するアドバイザーを活用し、最終候補として5生産者・団体等を選定すること。
- ④ (2) ③により選定した生産者・団体等への訪問等によるヒアリング、ブランド推

進に関する会議への出席等により、適宜情報を収集し、個別具体の課題を整理すること。

⑤ 整理した課題について、解決に向けたアドバイスを、1回以上実施すること。

⑥ (2) ③により選定した生産者・団体が生産する産品を、実需者(小売店・飲食店・市場関係者・メディア関係者ほか)等3名以上に求評を実施すること(なお、生産者・団体が求評を希望しない場合はこの限りではない)。

⑦ その他、販路開拓・拡大に必要となるアドバイスを随時実施すること。

(3) (1) から (2) までの実施結果について、発注者に実績報告書1部を提出すること。

#### 4 委託業務の条件等

(1) 実施体制について

業務実施にあたっては、マーケティング、農林水産物の販売チャネル(EC、百貨店、飲食店・ホテル、高級スーパー等小売店、卸等流通)、市場動向等のリサーチ、ブランド推進に関するプランニング、経営ファイナンス等の専門知識に長け、的確な助言・指導を行うことができるスタッフ(アドバイザー)を3名以上7名以内で配置すること。

(2) 業務に係る旅費について

本業務に係る産地訪問を行う場合の交通費、雑費等の旅費は、本業務に全て含まれるものとする。なお、上記3(1)⑤及び(2)④のヒアリング業務については、1回以上実際に産地を訪問して行うことを必須とし、その他の生産者・団体等との打合せについては、Web等による代替手法により実施することを認める。

#### 5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

#### 6 その他

(1) 業務の実施にあたっては、逐次、進捗状況を報告するなど青森県農林水産部食ブランド・流通推進課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。

(2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課との協議により決定するものとする。